



日豪金融機関証券ファンド2014-02（愛称：J-ブリッド・プラス2014-02）

【投信協会商品分類】 単位型投信／海外／その他資産（ハイブリッド証券）

【設定日】2014年2月28日

【信託期間】2018年3月12日まで

【決算日】原則、6月、12月の各14日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	10,057円
純資産総額	13.11億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

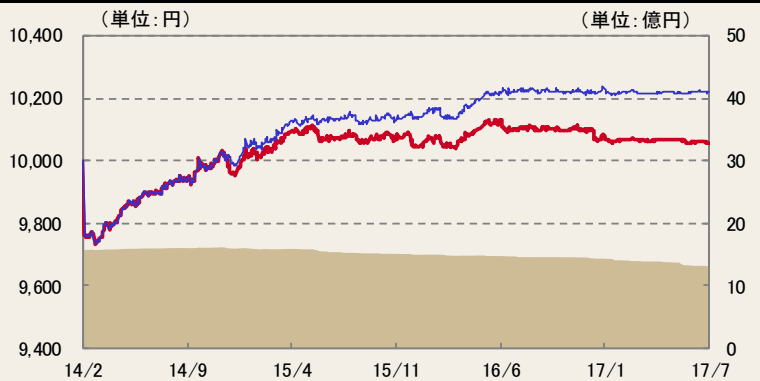
期間別騰落率

	当ファンド
過去1か月間	-0.02%
過去3か月間	-0.01%
過去6か月間	0.01%
過去1年間	-0.08%
過去3年間	3.22%
過去5年間	-
設定来	2.18%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。
 ※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。
 ※ 騰落率には、信託報酬（設定日）の影響も反映しております。

基準価額・純資産の推移

2014/02/28～2017/07/31



■ 純資産総額(右軸) ■ 基準価額(左軸) ■ 基準価額(税引前分配金再投資)(左軸)
 ※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。
 ※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。
 ※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。
 ※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2015年06月	30円
2015年12月	30円
2016年06月	30円
2016年12月	30円
2017年06月	10円
設定来累計	160円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

構成比率

	純資産比
公社債	76.89%
コール・ローン等	23.11%

種類別構成比率

種類	純資産比
期限付劣後債	76.9%

通貨別構成比率

通貨	純資産比
アメリカ・ドル	76.9%

ポートフォリオの状況

平均残存期間	0.3
修正デュレーション	0.3
平均終利	2.1%
平均直利	3.5%

※ コール・ローン等を除いて算出しております。
 ※ 「ポートフォリオの状況」については、初回コール償還されたと仮定して計算しています。コール償還とは、発行体が債券発行時に定めた条項に基づき、満期前に繰上げて償還できる権利のことです。ただし、コール償還の実施は発行体の任意で行われるため、必ずしも初回コールされるとはかぎりません。
 ※ 平均終利、平均直利は、ファンド組入銘柄等の利回りの加重平均等により算出したものであり、ファンド全体の期待利回りを示すものではありません。

金融機関グループ別構成比率

	純資産比
ウェストパック銀行	39.0%
オーストラリア・ニュージーランド銀行	37.9%

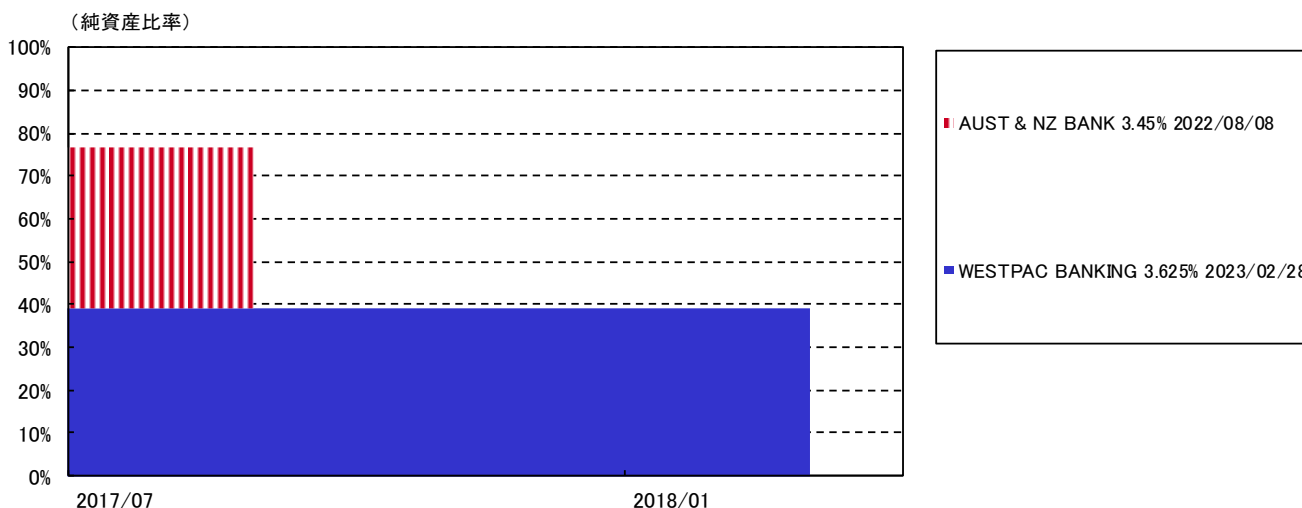
日豪金融機関証券ファンド2014-02（愛称：J-ブリッド・プラス2014-02）

組入銘柄一覧

銘柄名	種類	通貨	クーポン(%)	評価単価	コール償還日	純資産比
1 WESTPAC BANKING 3.625% 2023/02/28	期限付劣後債	アメリカ・ドル	3.625	100.78	2018/02/28	39.0%
2 AUST & NZ BANK 3.45% 2022/08/08	期限付劣後債	アメリカ・ドル	3.450	100.03	2017/08/08	37.9%

※コール償還日がない場合は、償還日を記載しております。

＜ご参考＞コール償還日の分布状況



※ コール償還の実施は発行体の任意で行われるため、必ずしも初回コールされるとはかぎりません。コール償還日がない場合は、償還日を使用しております。
 ※ 保有する証券が償還した場合は、原則、ハイブリッド証券に再投資を行います。マーケット動向等によっては、再投資を行わず、公社債、短期金融商品等による運用を行う場合があります。

ファンドマネージャーコメント

○投資環境

米国国債市場において、7月の債券利回りは、前月末とほぼ同水準となりました。

ECB（欧州中央銀行）による金融正常化観測を背景とした欧州債券の利回り上昇基調を受けて、上旬は米国債券の利回りも上昇しました。しかし、その後、イエレン FFRB（米連邦準備理事会）議長がインフレ率の低迷に懸念を表明したことで、米国の利上げペースの減速観測が高まったことや、6月の消費者物価指数や小売売上高などの経済指標が市場予想を下回ったことから、利回りは低下し、月末の水準は前月末とほぼ同水準となりました。

ドイツ国債市場において、7月のドイツの債券利回りは、前月末とほぼ同水準となりました。

ドイツの債券利回りは、月半ばまで、ECB（欧州中央銀行）による金融正常化観測を背景とした上昇基調が継続しました。その後、米国債券の利回り低下を受けて、ドイツの債券利回りも低下し、月末の水準は前月末とほぼ同水準となりました。

英国国債市場において、7月の債券利回りは、前月末とほぼ同水準となりました。

ECB（欧州中央銀行）による金融正常化観測を背景とした欧州債券の利回り上昇基調を受けて、月半ばまで英国債券の利回りも上昇しました。しかし、その後、6月消費者物価指数が市場予想を下回ったことや米国債券の利回り低下などを受けて、利回りが低下し、月末の水準は前月末とほぼ同水準となりました。

豪銀ハイブリッド証券の短期債については、7月の債券利回りは概ね横ばいでした。

○今後の見通し

今後も米国の国債利回りは上昇する可能性があるものの、上昇ペースは緩やかになるものと見込まれます。一方、ハイブリッド証券は、国債や同発行体の普通社債に比べて相対的に利回りが高いことや日本の金融機関グループのファンダメンタルズが安定していることなどから、投資家の需要が今後も期待できるため、安定的に推移すると考えます。

○運用方針

現在のポートフォリオを基本的に維持していく予定です。

日豪金融機関証券ファンド2014-02（愛称：J-ブリッド・プラス2014-02）

| ファンドの特色

- 1 主に日本および豪州の大手金融機関グループが発行した外貨建て（米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て、豪ドル建て等）のハイブリッド証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
- 2 外貨建て資産については、原則として日本円へ為替のフルヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。
- 3 年2回（原則、6、12月の各14日、当該日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
 - ◆ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ◆ 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

| 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等）への投資に伴う固有のリスク

●弁済順位について

ハイブリッド証券は、一般的に法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。発行体の倒産や債務不履行があった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体の倒産や国有化などの場合には、ハイブリッド証券の価値が大きく下落すること、または価値がなくなることもあり、当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

●繰上償還について

ハイブリッド証券には、繰上償還条項が設定されているものもあります。発行体の著しい業績悪化、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないと見込まれる場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

●利息・配当の支払いについて

ハイブリッド証券に利息・配当の支払い繰上条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

●制度変更等に関わるリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

◆業種・銘柄集中投資のリスク

当ファンドは、日本および豪州の大手金融機関グループ（銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の業績・財務状況等に加え、金融業界全体に対する法令、規制等の変化による影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散して投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

日豪金融機関証券ファンド2014-02（愛称：J-ブリッド・プラス2014-02）

投資リスク②

◆信用リスク

有価証券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

また、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して、低い格付が格付機関により付与されていません。

◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ◆ 当ファンドは、ハイブリッド証券を主要投資対象としますが、発行・流通市場の需給関係等によっては、当初設定時の組入れに時間がかかることや、組入れたハイブリッド証券の繰上償還により、ハイブリッド証券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止等*、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※ 外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合をいいます。以下同じ。
換金申込不可日	ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーの銀行の休業日においては、換金のお申込みを受けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があると判断したときは、換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成30年3月12日まで（設定日 平成26年2月28日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回るようになった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させる場合があります。
決算日	原則、6月、12月の各14日。（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年2回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います（初回決算日には分配を行いません。）。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

日豪金融機関証券ファンド2014-02（愛称：J-ブリッド・プラス2014-02）

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.7%を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	◆ 毎日 ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.4536%（税抜0.42%）を乗じた額とし、毎計算期末ならびに換金時または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.38%（税抜）	ファンドの運用の対価
	受託会社 年率0.04%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	◆ 設定日 設定日の信託財産の元本総額に2.10%（税抜2.00%）を乗じた額を信託財産中から支弁し、販売会社に支払うものとします。 ※ 設定日に信託財産から支払われた信託報酬は、一部解約された場合でも信託財産に返戻されません。	
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。	
	◆ 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00432%（税抜0.0040%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ◆ その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○		

受益権の一部解約の実行の請求の受付、分配金・償還金および一部解約金の支払い等について扱っております。

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号：0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が受益者の皆様への情報提供のみを目的として作成したものであり、投資信託の販売を目的とするものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。